

## 別表第1

## 建設工事請負契約に係る措置基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市が発注する工事請負契約に係る一般競争及び指名競争入札において、資格審査申請書及び添付書類、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 釧路市内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の各号に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有していると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（建設工事等の契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p>

<p>(3) 有資格者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>10 次の各号に掲げる者が本市職員以外の北海道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>11 次の各号に掲げる者が北海道外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内 2週間以上1か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次の各号に掲げる工事にし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注工事 (2) 北海道内における工事（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>13 北海道外の公共機関発注工事にし、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内 2か月以上9か月以内</p> <p>刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 次の各号に掲げる者が、本市発注工事にし、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内 3か月以上12か月以内 3か月以上12か月以内</p>
<p>15 次の各号に掲げる者が、本市発注工事以外の北海道内の他の公共機関の発注工事にし、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>16 次の各号に掲げる者が、北海道外の他の公共機関の発注工事にし、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内 2か月以上12か月以内 2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内</p>

<p>(3) 使用人</p>	<p>1 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>1 7 次の各号に掲げる工事において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注工事</p> <p>(2) 北海道内における工事（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 北海道外における工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(暴力団排除等)</p> <p>1 8 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>1 9 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用していると認められるとき。</p> <p>2 0 役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>2 1 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>2 2 役員等、下請負契約、資材及び原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前 4 項のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>2 3 役員等が、特別の事情もなく、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときに行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 か月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下第 2 3 項までにおいて同じ。）</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9 か月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9 か月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9 か月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 か月以上 6 か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>2 4 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>2 5 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>

## 別表第2

## 建設工事請負契約以外の契約に係る措置基準

停止要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の各号に掲げる者が締結した契約に関し、贈賄の容疑により、資格者である個人又は資格者である役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員</p> <p>(2) 北海道内の他の公共団体の職員（前項に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 北海道外の他の公共団体の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>2週間以上9か月以内</p>
<p>(営業停止)</p> <p>2 法令の規定により営業停止を命じられたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 公正取引委員会から、独占禁止法違反事件について告発されたとき。</p> <p>4 北海道内における業務において、公正取引委員会から、独占禁止法違反で排除勧告された場合で、勧告を応諾したとき又は応諾せずに審判の結果、独占禁止法違反の判決を受けたとき。</p> <p>5 北海道外における業務において、公正取引委員会から、独占禁止法違反で排除勧告された場合で、勧告を応諾したとき又は応諾せずに審判の結果、独占禁止法違反の判決を受けたときで、当該事件が国民生活に広範な影響を及ぼすと思われる悪質かつ重大なものであるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力団排除等)</p> <p>6 役員等が暴力団員である場合又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>7 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用していると認められるとき。</p> <p>8 役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>9 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下第11項までにおいて同じ。）</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9か月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9か月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9か月</p>

<p>1 0 役員等が、下請負契約、資材及び原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前4項のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>1 1 役員等が、特別の事情もなく、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときに行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 2 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>1 3 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

釧路管第 号  
年（ 年） 月 日

様

釧路市長

指 名 停 止 通 知 書

釧路市が行う建設工事等に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので通知します。

記

- 1 指名停止の期間 年（ 年） 月 日から  
年（ 年） 月 日まで （ か月 ）
- 2 指名停止の理由

本件に関する問合せ先  
釧路市総務部契約管理課契約担当  
TEL0154-23-5151 内線 2261